

摂津市で**安心と笑顔あふれる**
暮らしを始めませんか



摂津市多世代同居・近居支援事業

三世代ファミリー住まいるサポート制度

摂津市では、親世帯と子世帯が新たに同居または市外から転居し、同居・近居するために必要な費用の一部を助成しています。
※制度の重複利用不可。

転居補助金

費用全額の

5 万円まで

転入・転居費用

住宅リフォーム補助金

費用5割の

25 万円まで

住宅の
増改築やリフォーム費用

住宅取得補助金

費用1割の

40 万円まで

住宅の新築・購入費用

摂津市建設部建築課

〒566-8555

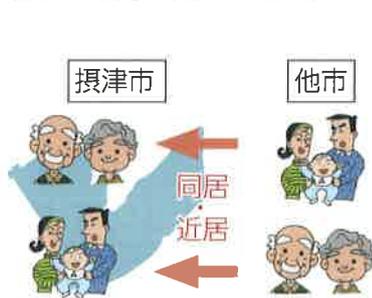
大阪府摂津市三島1丁目1番1号

☎ 06 (6383) 1407

✉ kenchiku@city.settsu.osaka.jp

対象者

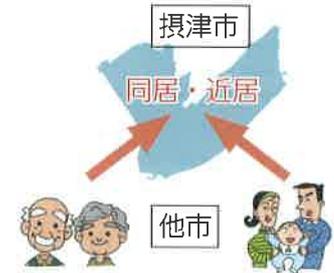
▽市外に居住している親等や子世帯が、市内に居住している親等や子世帯と同居・近居のため、新たに市内に転入する世帯



▽市内で既に親等と子世帯が近居しているが、新たに市内で同居する世帯



▽市外に居住している親等と子世帯が、同居・近居のため、新たに市内に転入する世帯
※転居補助金対象外



※子世帯…▽子育て世帯：中学生修了までの子どもがいる世帯（出産予定も可）

▽若年夫婦世帯：いずれもが45歳未満の夫婦世帯

※親等…子世帯の世帯主の父母または配偶者の父母※祖父母も可

要件

住宅

子・親等が令和元年7月1日以降に、契約締結を行った住宅であること。以下の項目で確認します。

▽住宅取得補助金

工事請負契約・売買契約、所有権保存登記・所有権移転登記

▽住宅リフォーム補助金

リフォーム工事契約、所有権保存登記・所有権移転登記

▽転居補助金

引越費用の領収書・住宅の賃貸借契約書など

世帯

親等、子世帯ともに、現に生活保護を受けておらず、市税の滞納がないこと。



手続きの流れ

①事前相談・申請

建築課窓口へ事前相談のうえ申請書（同課または市ホームページで取得可）・必要書類をそろえ申請（郵送不可）。

②審査

書類審査で要件に適合しているか審査。
また、内容により追加資料の提出や現地調査などを行う場合があります。

③交付決定

審査終了後、通知します。

④請求

請求書（同課または市ホームページで取得可）に、記入・押印のうえ同課に提出してください。

⑤補助金交付

請求書記載の口座へ補助金を振り込みます。

※申請は登記や転入日などから1年以内に行う必要があります。



詳細はこちら
(摂津市建設部建築課 HP)